



性暴力の被害者、加害者、傍観者を生まないための学び

「性の権利を守る学習会」について

「まさか、うちの園の子が性暴力被害にあうなんて…」日々の子どもたちとのかかわりの中で、“性暴力”を意識することは少ないかもしれません。

一方で、「子ども同士の性的なタッチがあった」「性器の名前をふざけて大声で呼ぶ」「着替えをのぞく」「“カンチョウ”することが流行っている」など、気になる行動を見かけたり対応に悩まれたりすることがありませんか？



鳥取県でも全国と同程度性暴力被害は起こっています。幼児期の子どもたちも被害にあっており、「どう対応していいか分からない」「これって性暴力になるの？」など、様々な相談をお受けしています。

性暴力被害にあわれた方の約3割は、18歳未満の子どもです。



“子どもを性暴力被害の当事者にしない”ためには、幼いころから発達段階にあわせて、正しい知識やスキルを身につける学びの機会を繰り返しもうけることが大切です。

1 対象者

- ・子どもたち（4才頃から）
- ・保護者のみなさま
- ・幼稚園教諭、保育士、職員のみなさま

2 実施時期：年間を通して実施しています。日程調整のため、早めにご相談ください。

3 学習内容

性暴力について、専門の研修を受けた啓発支援員が、幼稚園・保育園等へお伺いし、学習会を行います。発達段階にあわせた学習プログラムを考えており、事前に打ち合わせし、実態に応じた内容を検討します。

《幼児向けの学習内容例》

- ・体の名前を知り、自分の体は全部自分だけの大切な体であることを知る。
- ・プライベートゾーンについて知る。
- ・イヤなことがあった時のスキルを身につける …等



※保護者向け、職員向け研修では、性暴力被害の現状、心身に起こる影響

とともに、大人ができる早期発見、適切な対応等についてもお伝えします。

4 経費：無料

5 実施主体：鳥取県性暴力被害者支援協議会

私たちは、鳥取県をはじめ関係機関・団体が協力して、性暴力被害にあわれた方を支援する「性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）」を運営し、被害直後から相談を受け、支援活動を行っています。

6 申込／お問合せ先

鳥取県性暴力被害者支援協議会事務局

電話：0857-32-8211（平日 9:00～17:00）

E-mail：jimukyoku@sar-tottori.org

